

公共建築物適正化アクションプラン

及び

使用料・手数料等における受益者負担の 適正化に関する基準



- 1 将来の見通し
- － 伊達市の公共施設における財政課題
- 2 目指す姿
- － 将来の公共施設の運営
- 3 公共建築物適正化アクションプラン
- － ランク付けと対象施設の考え方
- 4 使用料・手数料等における
受益者負担の適正化に関する基準
- － 具体的な改定内容
- 5 今後の予定
- － 市民説明会の開催

課題

1

施設の老朽化

設備の更新が必要となる築20年以上の施設の割合が79.9%であり、今後ますます施設の老朽化が進み、大規模な更新や修繕等が必要となります。

課題

2

維持管理コストの増加

物価高騰や施設の老朽化により施設の維持管理経費が約10億円上昇しています。

(維持管理コスト)

H25：約14億円

R6：約24億円

課題

3

受益者負担比率が低い

施設の維持管理コストにおける施設利用者の負担割合が低い。

(H25) 公費負担 97.9%

利用者負担 2.1%

(R6) 公費負担 98.9%

利用者負担 1.1%

施設の老朽化及び物価高騰により公共施設の維持管理が最大の課題となっています。

①人口減少が進む一方で、維持管理経費は増大している。全ての施設を維持することは困難であるため、施設の統廃合・集約化が必要

②物価高騰や受益者負担割合を踏まえて、使用料等を見直して施設の維持を併せて推進していくことが必要

重点的取組

公共建築物適正化アクションプラン

使用料・手数料等における受益者負担の適正化に関する基準

【賢く使う】
選択と集中
公共施設の最適な配置

利用者負担の公平性
及び
受益者負担の原則

継続して安定した公共サービスを将来世代までつなげていく

2. 目指す姿 将来の公共施設の運営

公共建築物適正化アクションプラン

施設の老朽化や維持コストの増加の課題に対応し、市全体としての公共施設の最適な配置・サービスの提供を実現するため、公共建築物適正化アクションプランの取組を進めます。選択と集中による運営改善や施設再編による維持コストの削減、売却や譲与などの民間活用により、「賢く使う」施設運営を目指します。

アクションプラン前期（R9～11）における目標

維持コスト 対象施設の年間維持コストを令和12年度には93百万円削減することを目指します。（令和6年度比）

歳入増目標 R11までに86百万円の確保を目指します。

使用料・手数料等における受益者負担の適正化に関する基準

現在の使用料収入で施設を将来にわたり維持していくことは非常に困難な状況にあります。維持管理経費等と使用料及び手数料の収入の不足分を税金等で賄うことは、結果として、福祉や教育などの本来、市が負担すべき財源を圧迫するほか、更新費用の負担を将来世代へ先送りしてしまうこととなり、将来にわたる安定した公共サービスの提供が難しくなります。

使用料及び手数料を見直すことによってコスト削減の観点だけではなく、市民にとってより良い施設の充実化を図り、併せて稼働率を向上させられるように施設のあり方について検討し取り組んでいくこととします。

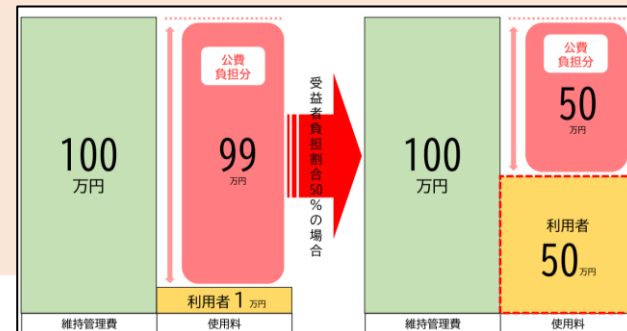
今回の見直しにより、下記のとおり歳入増を目指します。（令和6年度比）

令和9年度：18百万円

令和10年度：90百万円

令和11年度：90百万円

※なお、定期的に見直しを行うことで、段階的に適正化を図ることとします。

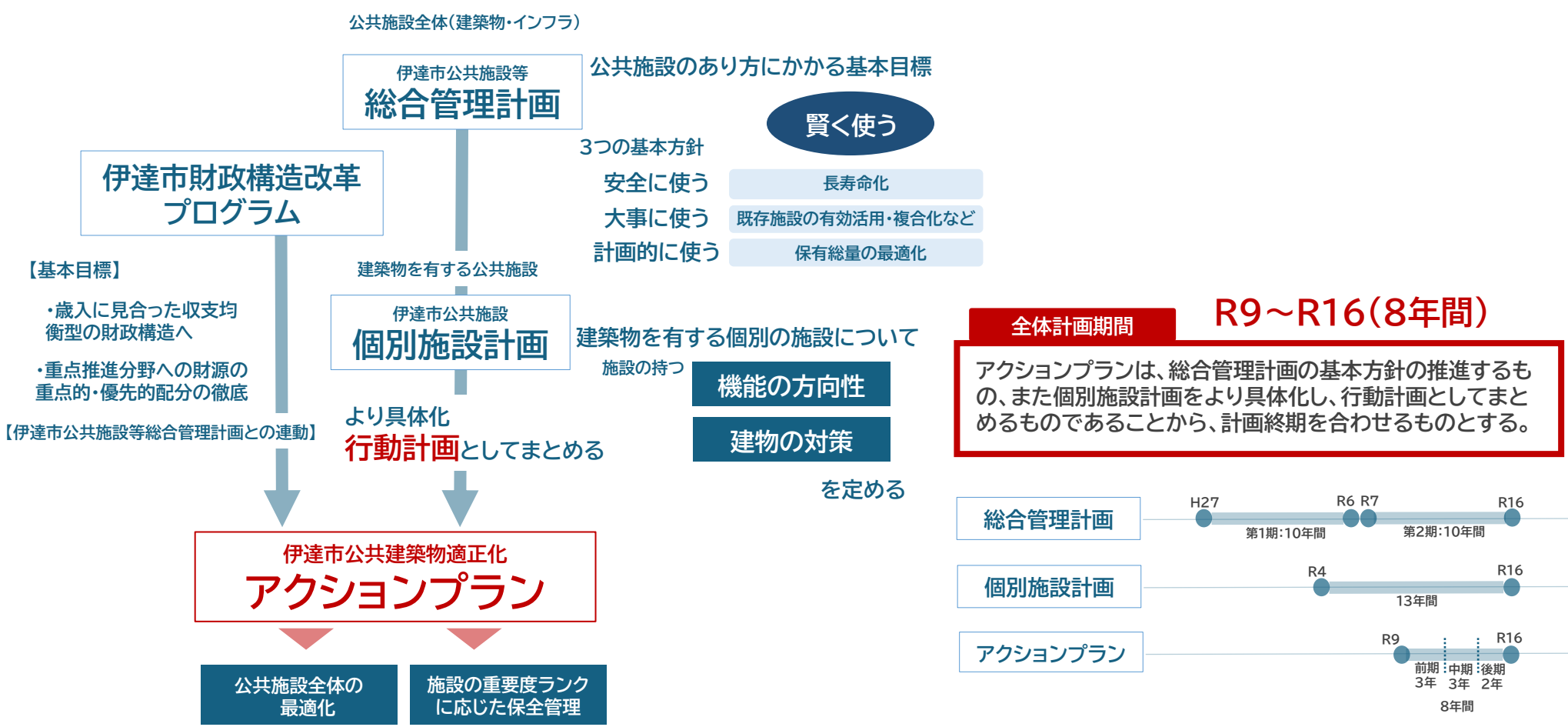


基本的な考え方

プランの位置づけ

(1)公共建築物適正化アクションプランは、伊達市公共施設等総合管理計画(R7.3改訂)の基本方針「賢く使う」を推進するため、伊達市公共施設個別施設計画(R4.7策定)をより具体化し、取組の内容を「行動計画」としてまとめるものです。

(2)人口減少や少子高齢化により施設の利用者は減少する一方、施設の老朽化が進んでいく状況にあります。限られた財源で将来にわたって必要な公共サービスを維持していくため、「選択と集中」により、市民の意見を踏まえながら施設全体の最適な総量、配置、運営を目指します。



3. 公共建築物適正化アクションプラン（公共施設全体の最適化）

・公共施設個別計画では市保有の公共建築物375施設を対象として適正配置の方針を示しています。

・公共施設個別計画は、公共施設配置適正化検討委員会（外部委員会）、議会全員協議会の開催、パブリックコメントの実施、市民説明会の開催を経てR4.7月に策定

機能の方向性	建物の対策	施設数	施設名
継続	集約・複合化	5施設	【伊達】伊達テニスコート 【梁川】梁川テニスコート 【保原】保原歴史文化資料館、保原ふれあいセンター 【霊山】霊山体育館
継続(移転)	解体・譲渡等 事後保全	18施設	【伊達】根田団地、一本石団地 【梁川】大館西団地、前原団地 【保原】保原第2体育館、保原保育園分園、柱沢幼稚園、旧ひまわり園、中瀬住宅、前田住宅、東台後住宅、内山住宅、小姓山住宅 【霊山】小国小学校 【月館】 <u>月館中央交流館</u> 、 <u>月館体育館</u> 、清水ヶ丘団地、岩内団地
民営化	民間譲渡等	14施設	【梁川】第三種住宅(五十沢館)、大館団地集会所 【保原】大館集会所、金原田集会所、高成田集会所、内山台集会所、五日町集会所、正監・前原・南原集会所 【霊山】日向前団地集会所、大石ゲートボール場、大石しいたけ乾燥所 【月館】月館町集会施設、夢見の郷集会施設、殿上集会所
廃止	転用 解体・譲渡等	34施設	【伊達】伊達学校給食センター、金子公園(トイレ)、旧田町消防車庫 【梁川】旧梁川学校給食センター、旧白根小学校プール、旧富野小学校(体育館)、 <u>旧大枝小学校(校舎)</u> 、旧大枝小学校(体育館)、 <u>旧五十沢小学校</u> 、旧白根地区交流館、旧富野地区交流館、 <u>旧小梁川集会所</u> 、旧山舟生公民館、旧東大枝公民館、駐輪場(白根) 【保原】小幡児童公園(トイレ)、 <u>旧保原幼稚園</u> 、旧南分庁舎(大地内貸付地) 【霊山】下小国中央集会所、旧大石小学校、 <u>旧石田小学校</u> 、旧掛田季節保育所、旧山野川集会所、旧石戸診療所、元NTT事務所、旧霊山総合支所 【月館】LPG貯蔵施設(御代田)、月館老人福祉センター、月館支団ポンプ小屋1-3-2(御代田菖蒲沢道)、 <u>旧月館小学校</u> 、旧小手小学校プール、旧月館町商工会、字町倉庫、七ツ森みはらし台
継続	事後保全 長寿命化 改築・改築(縮小)	304施設	※うち公共建築物適正化アクションプラン対象施設 【伊達】 <u>箱崎農村環境改善センター(事後保全)</u> 【梁川】 <u>梁川プール(事後保全)</u> 【保原】 <u>保原プール(長寿命化)</u> 【霊山】 <u>りょうぜん紅彩館(事後保全)</u> 【月館】 <u>月館総合支所(長寿命化)</u> 、公共建築物適正化アクションプラン福祉センター(事後保全)、つきだて花工房(事後保全)

※朱書きは公共建築物適正化アクションプラン対象施設

アクションプランでは、個別施設計画の方向性を念頭に公共施設全体の最適化の取組を進めます。

3. 公共建築物適正化アクションプラン（素案）（公共施設全体の最適化2）

「4つの方策」に沿って公共建築物適正化アクションプラン対象施設を選定し適正配置を進めます。

適正配置実現に向けた4つの取組内容と要件

方策	具体的な取組	内容	その他要件	過去の事例等
①運営の改善	運営方法の見直し	運営方法見直し(休業日追加/時短営業など)/公民連携の取組など	・法定耐用年数以内のもの ・新耐震(耐震性能が確保されている)または耐震改修済のもの ・維持管理に多額の費用が発生する場合	指定管理者制度の導入 私立認定こども園整備支援
	施設機能の見直し	施設状況やニーズを踏まえ施設機能を見直す、一部休止する		梁川総合支所(空部屋の貸付)
②施設再編	集約化	同じ用途の施設を1カ所に集約	[対象となる施設要件] ・法定耐用年数を超えている、または老朽化が著しいもの ・旧耐震(耐震性能が不足)のもの・利用者が減少(ニーズの低下) [「まとめ先」となる施設要件] ・既存の用途への影響が少なく、規模的にも機能的にも受入れが可能であるもの ・利用頻度の低い部屋等があり、有効活用が図れるもの ・法定耐用年数以内のもの・新耐震又は耐震改修済のもの	小学校の統廃合
	複合化	異なる用途の施設を1カ所に集約		月舘総合支所(月舘学園の施設機能の一部を追加)
	用途変更	既存の施設を別の用途に変更	新設せずに、既存施設を利活用する	ウェルネスサロン白根(旧白根小学校) 旧小手小学校簡易宿泊所(旧小手小学校) 文化財収蔵庫(旧山舟生小学校)
③民間活用の検討	売却	施設を民間に有償で処分	市場における評価や民間利用が見込まれる土地・建物 ※閉鎖した施設を中心に進めるが、維持管理等に多額の費用が発生するものについても検討する。	旧泉町水源地、旧諏訪前浄水場
	譲与(無償)	施設を民間に無償で処分		※新規
	貸付(現況貸し)	施設を「現況貸し」で貸付		旧富成小学校、旧富野小学校
④サービスの廃止	閉鎖	供用中の施設を閉鎖(用途廃止)する	・法定耐用年数を超えている、または老朽化が著しいもの ・旧耐震(耐震性能が不足)のもの ・利用者が減少(ニーズの低下) ・施設再編により利用停止されたもの	給食センター、学校

※避難所等となっている施設については、今後の方向性が決まった段階で、地域防災計画への反映を行います。

< 公共施設全体の最適化の計画期間 >

3期に分けて具体的に取組みます

前期: R9～R11(3年間)…18件(当初)
 中期: R12～R14(3年間)…対象施設見直し
 後期: R15～R16(2年間)…対象施設見直し

※施設所管課からの取組要望案件については、見直しのタイミングで追加する
 (公共施設マネジメント推進本部で決定)。

◎前期で選定されていない施設についても、中期・後期に向けて個別に検討を進めていくものとします。



3. 公共建築物適正化アクションプラン（公共施設全体の最適化3）

前期計画では、選定基準に基づき18施設の選定に具体的に取り組み、概ね3年間で進めていきます。

対象施設の 選定基準

1 市の方針により、適正化の取り組みが進められているもの

2 各施設において策定している長寿命化や統廃合の計画に対して影響がないもの

3 維持保全や更新費用等の歳出削減、売却益などによる歳入増の効果が見込まれるもの

適正化の方策	取り組み内容	地域	施設名	選定基準	備考	
①運営の改善	集約化	梁川	梁川プール(屋内、屋外)	3	屋内プールを保原プールへ ※屋外プールは当面存続	
②施設再編	複合化	月舘	月舘総合支所(月舘学園併設)	1	月舘中央交流館機能を集約	
③民間活用の検討	売却	梁川	旧小梁川集会所	1		
			旧メリヤス会館跡地	1		
		保原	旧保原幼稚園	1		
			旧ひまわり園跡地	1		
			旧市営住宅京門団地跡地	1		
		譲渡・貸付 →いずれかで進める	梁川	旧大枝小学校		1
	旧五十沢小学校			1		
	保原		保原プール(屋内)	1		
	霊山		旧石田小学校	2		
			りょうぜん紅彩館	1		
	月舘		月舘保健福祉センター	3		
			旧月舘小学校	3		
		つきだて花工房	3			
④サービスの廃止	閉鎖	伊達	箱崎農村環境改善センター	1		
		月舘	月舘中央交流館	1		
			月舘体育館	1		

※公共建築物適正化アクションプラン策定に伴い、年度末に個別施設計画の見直しを行います。

前期^{R9～R11}

計18件

3. 公共建築物適正化アクションプラン（素案）（施設の重要度ランクに応じた保全管理）

- ・個々の施設(375施設)にA～C(3段階)で重要度をランク付けします。
- ・重要度のランクに応じた公共建築物の維持保全基準を定め、公共サービスの維持を図ります。

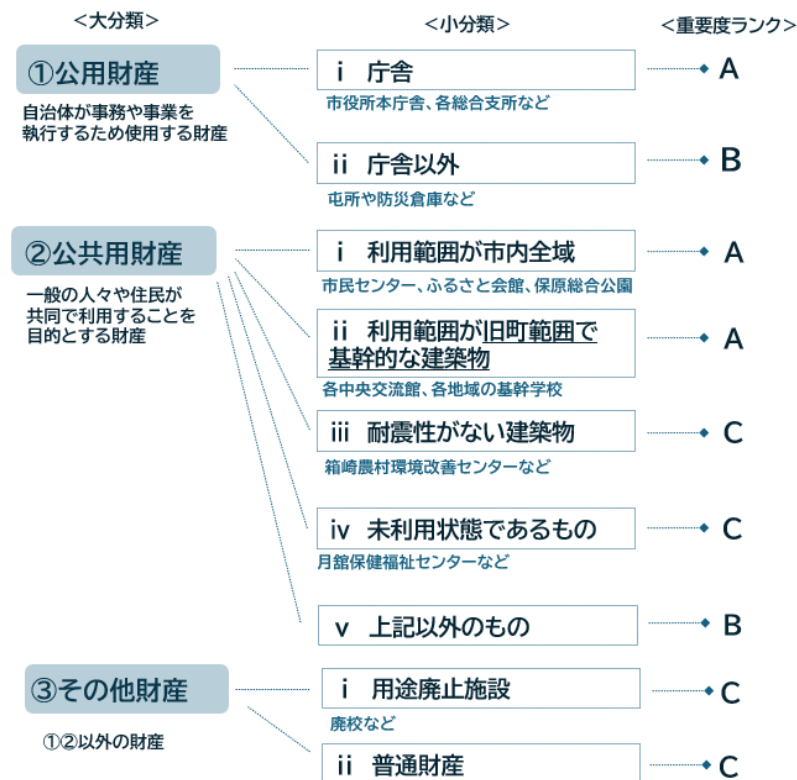
(1)重要度ランクの内容

重要度ランク	高	中	低
	A 基幹施設	B 準基幹施設	C その他施設
①対象となる施設	公用財産(庁舎) 公共用財産 ・利用対象者が市内全域 ・市政運営上不可欠な建築物 ・旧町地域の基幹建築物	公用財産(庁舎以外) 公共用財産 ・Aランク、Cランク以外の建築物	公共用財産 用途廃止施設、普通財産 ・耐震性能がない建築物 ・未利用状態の建築物
②施設数(R8.8.10現在) ※1	30施設	294施設	51施設
③施設の取扱い方針	重要施設として位置付ける。 当面は継続的な利用を図る。	現状の利活用を図るものの、今後最適な対策を講じる。	適宜判断する。 施設の現状や利用実態を踏まえた取扱い ※市場性があるものは売却・貸付
④維持保全基準の概要	全体的な改修・修繕	部分的な修繕・補修	必要に応じ最小限の対策

※1 別紙1「伊達市公共建築物適正化アクションプラン(素案)対象施設一覧表」参照

(2)ランク付けの基準

公有財産の「財産区分」をベースに分けます。



◎重要度ランクの見直し→随時実施

4. 使用料・手数料等における受益者負担の適正化に関する基準

基本的な考え方

- | | |
|----------------|---|
| (1) 受益者負担の原則 | 利用者と未利用者の現在と将来の均衡を考慮しながら行政としての関与の必要性を明確にし、負担の公平性を確保 |
| (2) 受益者負担割合の設定 | 行政サービスの目的や性質を考慮し、受益者が負担する割合と公費で負担する割合を設定 |
| (3) 減免制度の見直し | 次回の料金改定時に検討 |

1 使用料について

公共施設は設置目的や性質が多様であるため施設の性質により区分し受益者が負担する割合と公費で負担する割合を設定
受益者の負担割合は「0%」「50%」「75%」の3種類とし、「100%」の区分は設定しません。

民間施設の代替性

同様のサービス提供が民間では困難な施設は、行政が関与する必要性が高いと考えられるため、利用者の負担割合を低く設定し、民間でも提供が可能な施設は、使用料を低く抑えることにより民間事業者の参入機会を損なうおそれがあるため、利用者の負担割合を高く設定します。

市民生活における必要性

大半の市民が必要とする施設は、利用者の負担割合を低く設定し、人によって必要性が異なり、個人の価値観に応じて選択的に利用される施設は、利用者の負担割合を高く設定します。

		民間施設の代替性	
		低い	高い
市民生活における必要性	高い（基礎的）	【A】 公費負担 100% 受益者負担 0%	【B】 公費負担 50% 受益者負担 50%
	低い（選択的）	【C】 公費負担 50% 受益者負担 50%	【D】 公費負担 25% 受益者負担 75%

受益者負担割合

- | | |
|------------------------------|-----|
| 【A】民間では提供が困難で、大半の市民が必要とする施設 | 0% |
| 【B】民間でも提供が可能で、大半の市民が必要とする施設 | 50% |
| 【C】民間では提供が困難で、人によって必要性が異なる施設 | 50% |
| 【D】民間でも提供が可能で、人によって必要性が異なる施設 | 75% |

設定	施設分類	主な施設例
【A】	社会教育系施設（図書館）	図書館
	保健・福祉施設（保健施設）	保健センター
	行政系施設	市役所、消防屯所
	公園	根岸公園、広瀬町公園
【B】	子育て支援施設（幼児・児童施設）	こども遊び場、放課後児童クラブ
【C】	市民文化系施設（交流館等）	交流館
	学校教育系施設（講堂等）	小学校、中学校の校舎
	保健・福祉施設（高齢福祉施設、その他社会福祉施設）	入浴以外の施設
	複合施設	ウェルネスサロン白根
【D】	市民文化系施設（ふるさと会館）	ふるさと会館
	社会教育系施設（博物館等）	歴史資料館、美術館
	スポーツ・レクリエーション系施設	体育館、プール、保原総合公園、りょうぜん紅彩館、つきだて花工房
	学校教育系施設（体育館・グラウンド）	小学校・中学校の屋内運動場・屋外運動場
	保健・福祉施設（高齢福祉施設、その他社会福祉施設）	梁川寿健康センター・保原ふれあいセンター・霊山総合福祉センターの入浴施設

4. 使用料・手数料等における受益者負担の適正化に関する基準

算定方法

① 1室当たりの使用料

貸室（会議室やホール）など一定のスペースを貸切で使用（占有）する施設は、次のとおり算定します。

例）交流館の会議室

$$\begin{aligned} \text{使用料} &= 1 \text{ m}^2 \text{ 1 時間当たりの単価} \times \text{貸出面積} \times \text{受益者負担割合} \\ &\quad \times 1 \text{ m}^2 \text{ 1 時間当たりの単価} = \text{年間経費} \div \text{貸出総面積} \div \text{年間予定使用時間} \\ &\quad \times \text{年間使用予定使用時間} : \text{年間貸出可能時間に目標稼働率を勘案した時間} \end{aligned}$$

② 1人当たりの使用料

プールなど不特定多数の個人が同時に利用する施設は、次のとおり算定します。

例）スポーツ施設の個人利用

$$\begin{aligned} \text{使用料} &= 1 \text{ 人当たりの単価} \times \text{受益者負担割合} \\ &\quad \times 1 \text{ 人当たりの単価} = \text{年間経費} \div \text{施設使用者の目標数} \end{aligned}$$

その他

① 冷暖房・夜間照明設備の使用料について

冷暖房・夜間照明設備を使用した際の光熱水費を1年間の施設の維持管理費等に要する経費に含めて計算することで、原則、冷暖房・夜間照明設備費込の使用料とします。ただし、体育館やグラウンドなどの大規模施設等で別途冷暖房・夜間照明設備使用料を徴収する場合は、冷暖房・夜間照明設備に係る光熱水費を施設の維持管理費等に要する経費から除き冷暖房・夜間照明設備使用料を個別で算定することとします。

② 市外利用者の取扱いについて

公共施設は市民の財産であり、その管理運営には公費が充てられています。市民の税金等を適切に使用する観点と市民に優先してサービスの恩恵を受けてもらえるよう、市外利用者の利用により、市民の利用に支障が生じる場合や市民以外の利用が特に多い場合は、使用料や予約の取扱いに差を設けることとします。

③ 指定管理者制度導入施設

指定管理者制度を導入している施設の使用料は、指定管理者が設定する料金ではなく、条例に規定されている使用料です。したがって、これらの施設の料金は、市が見直しを行い条例改正等の手続を行った上で指定管理者が設定します。併せて、市は指定管理料を見直す必要があります。

4. 使用料・手数料等における受益者負担の適正化に関する基準

2 手数料について

市の事務で特定の方が利益を受けることが明らかで、その役務に必要な経費として手数料を徴収するため、原則、受益者負担割合は最大100%とします。

算定方法

$$\text{手数料} = \{ \text{人件費（1分当たり）} \times \text{サービス提供に要する時間（分）} \} \\ + \{ \text{物件費（1件当たり）} + \text{減価償却費（1件当たり）} \}$$

その他

手数料は、人件費と物件費等の経費を賄うため、受益者負担割合は100%を原則としていますが、同様の手数料が、自治体間で著しい差が生じないように、必要に応じて料金の均衡を図る場合があります。

3 その他

改定上限率

算定料金が現行料金と比べて大幅に増加となる場合、利用者の急激な負担の増加と、利用率の低下を防ぐため、激変緩和措置として単価に応じた上限率を設定し、段階的に改定していくこととします。

2倍を上限とした
単価に応じた**改定上限率**

基準	改定上限率
250円以下	2.0倍
250円超～500円以下	1.5倍
500円超～2,000円以下	1.4倍
2,000円超～10,000円以下	1.3倍
10,000円超	1.2倍

無料施設の有料化

使用料を徴収していない施設については、同種の有料施設との公平性の確保、資産の適正利用・有効活用の観点から有料化を検討し、有料化する場合には、本基準に基づき適正な使用料の設定を行います。

減免の見直し

次回の料金改定時に検討していきます。

①市民文化系施設（集会施設）

施設名		区分	現行料金 ①	改定案 ②	増減額 ② - ①	増減率 ② / ①
伊達中央交流館	1 階	多目的ホール	¥990	¥1, 270	¥280	1. 3
		研修室 1	¥550	¥660	¥110	1. 2
		研修室 2	¥550	¥660	¥110	1. 2
		調理室	¥550	¥660	¥110	1. 2
		和室	¥550	¥660	¥110	1. 2
	2 階	研修室 3	¥550	¥660	¥110	1. 2
		わくわく広場	¥550	¥660	¥110	1. 2
伊達東地区交流館	1 階	ホール	¥990	¥1, 270	¥280	1. 3
		第一和室	¥550	¥660	¥110	1. 2
		調理室	¥550	¥660	¥110	1. 2
		児童室	¥550	¥660	¥110	1. 2
	2 階	第二和室	¥550	¥660	¥110	1. 2
		講義室	¥550	¥660	¥110	1. 2
		多目的ルーム	¥550	¥660	¥110	1. 2

※R5料金統一されている施設（交流館等・体育館等）については、施設ごとに差が生じないよう均衡を図ります。

②社会教育系施設（博物館等）

施設名	区分		現行料金	改定案	増減額	増減率
			①	②	②-①	②／①
歴史文化資料館	一般	個人	¥210	¥420	¥210	2.0
		団体	¥160	¥320	¥160	2.0
	生徒等	個人	¥100	¥200	¥100	2.0
		団体	¥80	¥160	¥80	2.0
梁川美術館	小中学生（普通観覧料）	個人	¥50	¥100	¥50	2.0
	小中学生（普通観覧料）	団体	¥40	¥80	¥40	2.0
	高校大学生（普通観覧料）	個人	¥100	¥200	¥100	2.0
	高校大学生（普通観覧料）	団体	¥80	¥160	¥80	2.0
	一般（普通観覧料）	個人	¥200	¥400	¥200	2.0
	一般（普通観覧料）	団体	¥160	¥320	¥160	2.0
	市民ギャラリーA（基本使用料）1日	市内者	¥3,000	¥3,900	¥900	1.3
	市民ギャラリーA（基本使用料）1日	市外者	¥3,000	¥3,900	¥900	1.3
	市民ギャラリーB（基本使用料）1日	市内者	¥2,000	¥2,800	¥800	1.4
	市民ギャラリーB（基本使用料）1日	市外者	¥1,500	¥2,100	¥600	1.4

4. 使用料・手数料等における受益者負担の適正化に関する基準（手数料の算定例）

No.	伊達市手数料条例別表（第2条関係）	手数料		現行料金	改定案	増減額	増減率	コンビニ交付
1	2 住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）	住民証明交付手数料	住民票	¥300	¥400	¥100	1.3	¥200
2			戸籍附票	¥300	¥400	¥100	1.3	¥200
3			記載事項証明	¥300	¥400	¥100	1.3	¥200
4			諸証明	¥300	¥400	¥100	1.3	
5			広域交付住民票	¥300	¥400	¥100	1.3	
6			身分証明	¥300	¥400	¥100	1.3	
7			住民票閲覧	¥300	¥400	¥100	1.3	
8	4 伊達市印鑑の登録及び照明に関する条例（平成18年伊達市条例第74号）	印鑑証明手数料	印鑑登録	¥300	¥400	¥100	1.3	
9			印鑑証明	¥300	¥400	¥100	1.3	¥200
10	5 地方自治法及び伊達市認可遅延団体印鑑の登録及び証明に関する条例（平成18年伊達市条例第72号）	認可地縁団体印鑑の登録及び証明手数料		¥300	¥400	¥100	1.3	
11	16 その他	税証明書交付手数料	所得証明書	¥300	¥400	¥100	1.3	¥200
12			課税（非課税）証明書	¥300	¥400	¥100	1.3	¥200
13			納税証明書	¥300	¥400	¥100	1.3	
14			完納証明書	¥300	¥400	¥100	1.3	
15			軽自動車税納税証明書	¥300	¥400	¥100	1.3	
16			所在証明書	¥300	¥400	¥100	1.3	
17			公課証明書	¥300	¥400	¥100	1.3	
18			評価証明書	¥300	¥400	¥100	1.3	
19			登録事項（所有）証明書	¥300	¥400	¥100	1.3	
20			資産証明書	¥300	¥400	¥100	1.3	
21			土地・家屋名寄帳兼課税台帳閲覧・写し	¥300	¥400	¥100	1.3	
22			公図の閲覧・写し	¥300	¥400	¥100	1.3	
23			その他の証明書	¥300	¥400	¥100	1.3	
24		道路台帳閲覧手数料		¥300	¥400	¥100	1.3	
25		国土調査閲覧手数料		¥300	¥400	¥100	1.3	
26	8 伊達市廃棄物の処理及び清掃に関する条例（平成18年伊達市条例第122号）	犬及びねこ等死体運搬手数料		¥500	¥750	¥250	1.5	
27	手数料の条文	3 土地は3筆、建物は3棟までを1件とし、これを超えるときは1筆又は1棟増すごとに30円を増徴する。		¥30	¥40	¥10	1.3	

令和8年11月：市民説明会の開催

- 公共建築物適正化アクションプランの具体的な内容（ランク付けと対象施設の考え方）
- 使用料・手数料の具体的な見直し内容

地域	開催場所
伊達地域	伊達中央交流館
梁川地域	梁川中央交流館
保原地域	保原中央交流館
霊山地域	霊山中央交流館
月舘地域	月舘中央交流館

※市民説明会については、市政だより11月号（10月22日発行）や市HP等で周知